

R8年度

# 認定調査項目の基本的な考え方

出典・認定調査員テキスト2009改訂版

福島県高齢福祉課

# 本日の内容

## 1. 要介護認定の基本設計

調査実施・留意点 テキスト p. 1

## 2. 認定調査の概要と留意点 p.12～(p.158)

## 3. 調査書記載の実際

～基本調査と特記事項の留意点 p.20

< 休憩 >

## 4. グループワーク 意見交換

### 一次判定

介護認定調査

### 要介護認定基準時間を推計

「心身の状態」や「介助の方法」から  
「**介護の時間**」を推計するソフト

↓  
一次判定ソフト

介護認定審査会

### 二次判定

一次判定、特記事項、主治医意見書により

「介護の手間」を最終的に判断・認定

# 要介護認定基準時間

| 区分        | 要介護認定等基準時間  |
|-----------|-------------|
| 非該当       | 25分未満       |
| 要支援1      | 25分以上32分未満  |
| 要支援2・要介護1 | 32分以上50分未満  |
| 要介護2      | 50分以上70分未満  |
| 要介護3      | 70分以上90分未満  |
| 要介護4      | 90分以上110分未満 |
| 要介護5      | 110分以上      |

# 要介護認定に係る人々の役割

テキストp4~

## 情報提供者

申請者本人を知る人

- ◎認定調査員
- ◎主治医

## コーディネーター

円滑なやり取り

介護認定審査会事務局（市町村等）  
業務責任

## 意思決定の場

介護度の判定

- ◎介護認定  
審査会委員

# 認定調査の実施及び留意点

テキスト p6~

**「全国一律の方法により、公正公平で客観的かつ正確に行われる」**

- 認定調査は原則 1 回  
適切に調査が行えないと判断した場合は、後日再調整する。
- 要介護認定は、申請日から効力を生じる。  
要介護認定は申請から30日以内に行われる必要がある
- 可能な限り家族や施設職員等、対象者の日頃の状況を把握している者に立ち合いを求め、正確な調査に努める。  
なお、本人の前で話しにくいことはないかも事前確認を
- 携行物品  
認定調査員証等の身分を証明する物  
視力確認表（p.66）（時計・ペン）

# 認定調査の実施及び留意点

テキストp7~

- 調査目的、所属の説明を必ず行う。  
身分を明確に  
(〇市町村から委託された(いわれた)認定調査員です)
- 本人、介護者双方から聞き取りを行うよう努める。
- 質問方法や順番等を工夫する。
- 調査対象者本人に実際に行ってもらい実態を把握する
- 日常の状況と異なる場合は、より頻回に見られる状況や日頃の状況について「特記事項」に記載する。

ケアマネ魂のアドバイスは我慢して、担当のケアマネージャーにつなぐ

テキストp12～

テキスト158～164 帳票

## 【構成】

「概況調査」

調査対象者の家族状況、居住環境等

「基本調査」

5群＋その他 74項目

「特記事項」

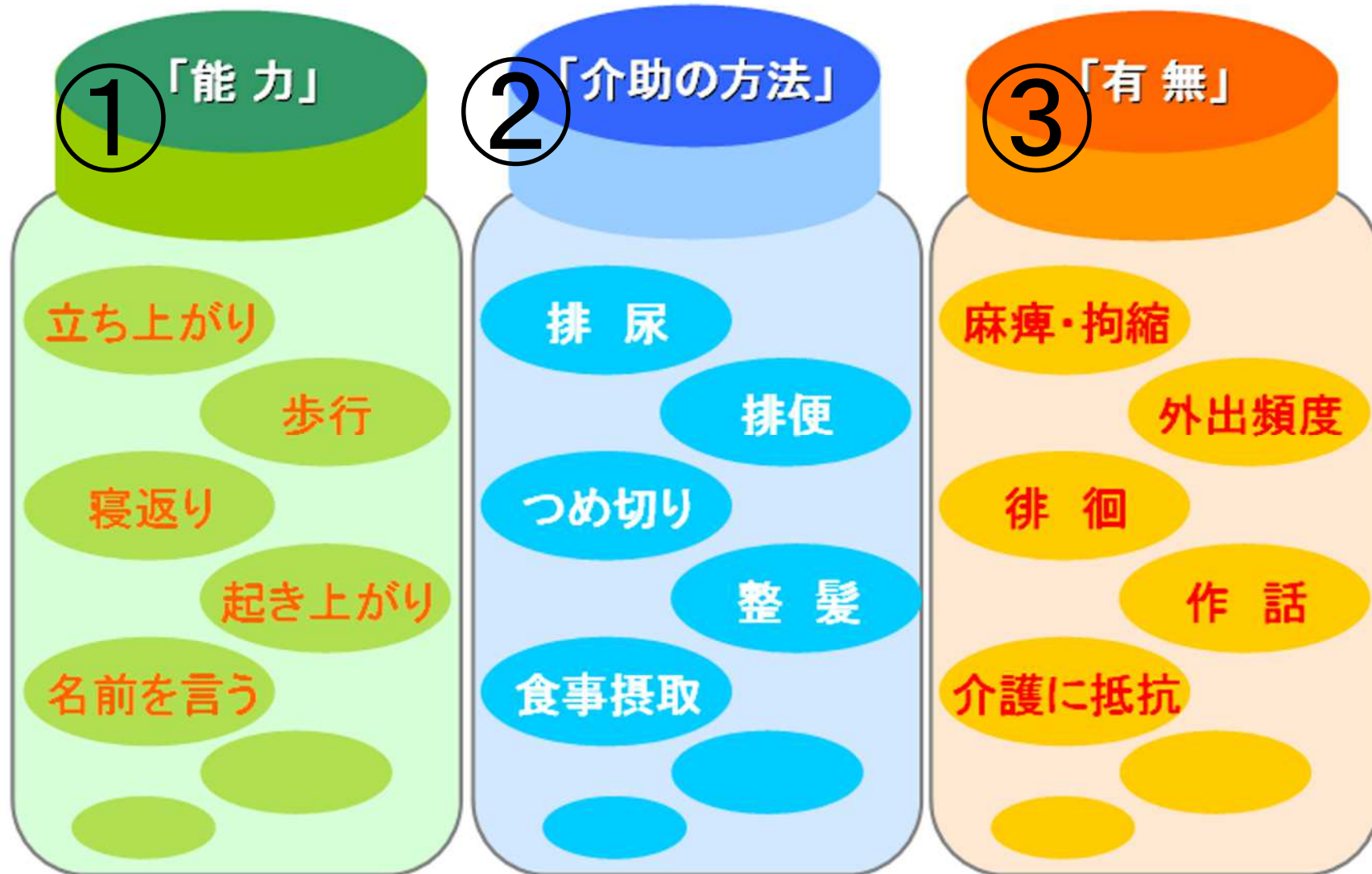
心身・介護の「状態」を具体的に把握  
介護の「手間・頻度」を具体的に把握  
認定期間の考慮に資する情報 “いつから”

## 【方法】

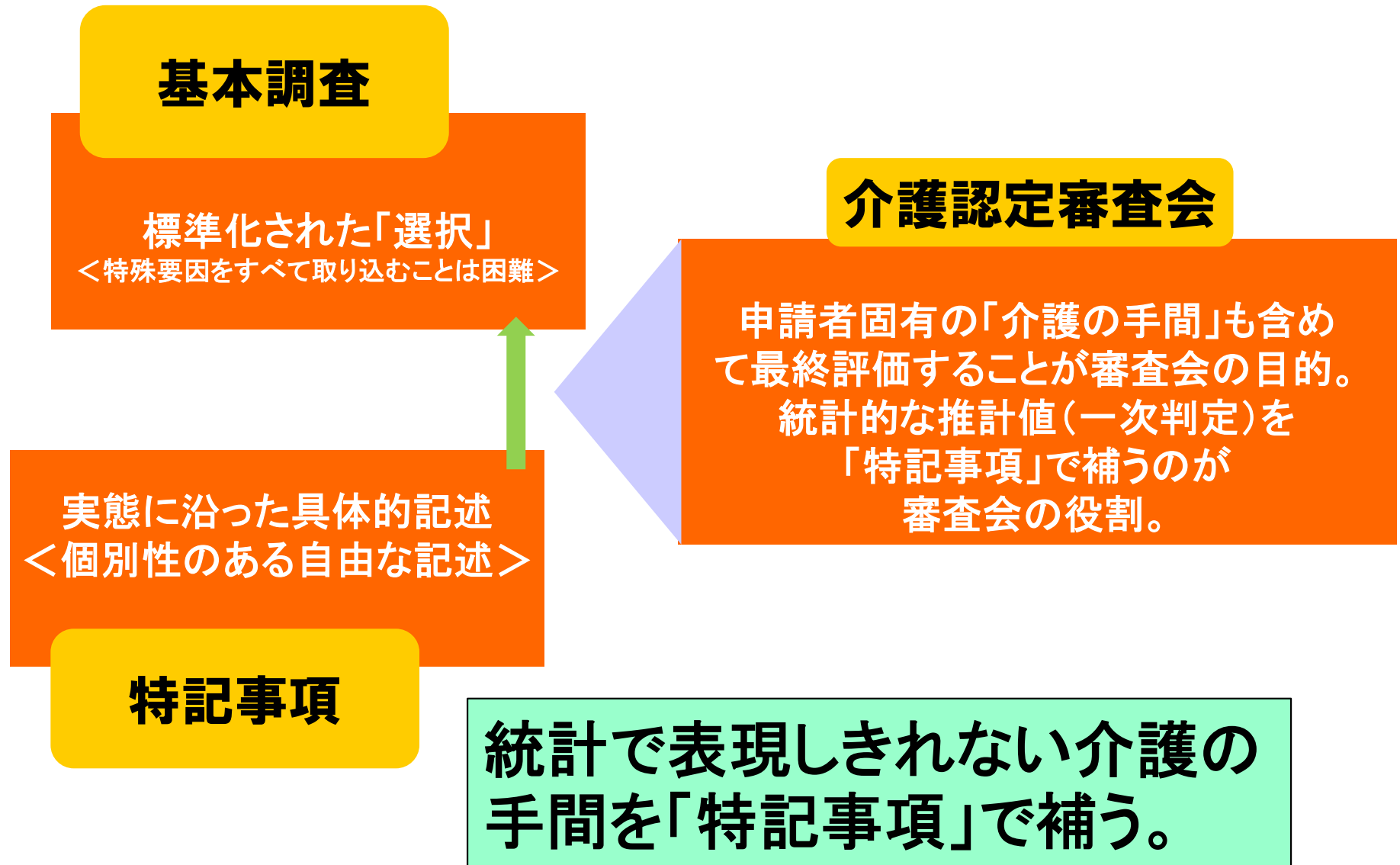
- ・能力や有無は、危険がないと考えられれば調査対象者本人に実際に行為を行ってもらうこと 緊張やムラほか状況により聞き取りで
- ・実際に行われている介助が不適切であると判断する場合は適切な介助の方法で選択し介護認定審査会の判断を仰ぐ
- ・能力や介助の方法は、日常的に自助具、補装具等の器具・器械を使用の場合はその状態を本来として、使用している状況で選択

# 3つの評価軸の分類

テキストp16 表の上段中央の「評価軸」



# 特記事項と審査会



## 3つの要素

### － 選択根拠

- ・ 申請者の状態が認定調査の定義にうまく当てはまらない場合や、特別な事情がある場合は、基本調査項目を必要に応じて修正する(一次判定の修正)必要があることから、認定調査員が選択に迷った場合は、選択根拠を特記事項に明示する。

### － 介護の手間

- ・ 介護の手間の判定で重視される情報源。状態ではなく、その状態によって発生している手間の内容を記載する。特に介助の方法に関する調査項目およびBPSD 関連の項目で重要となる。

### － 頻度

- ・ 上記の介護の手間と頻度を参照することで、介護の全体量を理解することが可能になる。

**<コラム> 選択に迷ったら、特記事項へ**

# 3つの評価軸

|           | 能力  | 介助の方法   | 有無   |
|-----------|---|---|--|
| 主な調査項目    | 身体的能力<br>（第1群を中心に10項目）<br>認知の能力<br>（第3群を中心に8項目） | 生活機能<br>（第2群を中心に12項目）<br>社会生活への適応（第5群を中心に4項目） | 麻痺等・拘縮（第1群の9部位）<br>BPSD関連（第4群を中心に18項目）             |
| 選択肢の特徴    | 「できる」「できない」の表現が含まれる                             | 「介助」の表現が含まれる                                  | 「ない」「ある」の表現が含まれる                                   |
| 基本調査の選択基準 | 試行による本人の能力の評価                                   | 介護者の介助状況（適切な介助）                               | 行動の発生頻度に基づき選択（BPSD）                                |
| 特記事項      | 日頃の状況<br>選択根拠・試行結果（特に判断に迷う場合）                   | 介助の手間と頻度（介助の量を把握できる記述）                        | 介護の手間と頻度（BPSD）                                     |
| 留意点       | 実際に行ってもらった状況と日頃の状況が異なる場合<br>「日頃の状況」の意味にも留意する    | 「実際に行われている介助が不適切な場合」                          | 選択と特記事項の基準が異なる点に留意<br>定義以外で手間にかかる類似の行動等がある場合（BPSD） |

# 「①能力」で評価する調査項目

テキスト p20

【該当項目】

「できる」の項目

|     |  |
|-----|--|
| 第1群 | 1-3 寝返り 1-4 起き上がり 1-5 座位保持<br>1-6 両足での立位保持 1-7 歩行<br>1-8 立ち上がり<br>1-9 片足での立位 1-12 視力 1-13 聴力 |
| 第2群 | 2-3 えん下  |
| 第3群 | 3-1 意思の伝達 3-2 毎日の日課を理解<br>3-3 生年月日をいう 3-4 短期記憶<br>3-5 自分の名前をいう 3-6 今の季節を理解<br>3-7 場所の理解      |
| 第5群 | 5-3 日常の意志決定  |

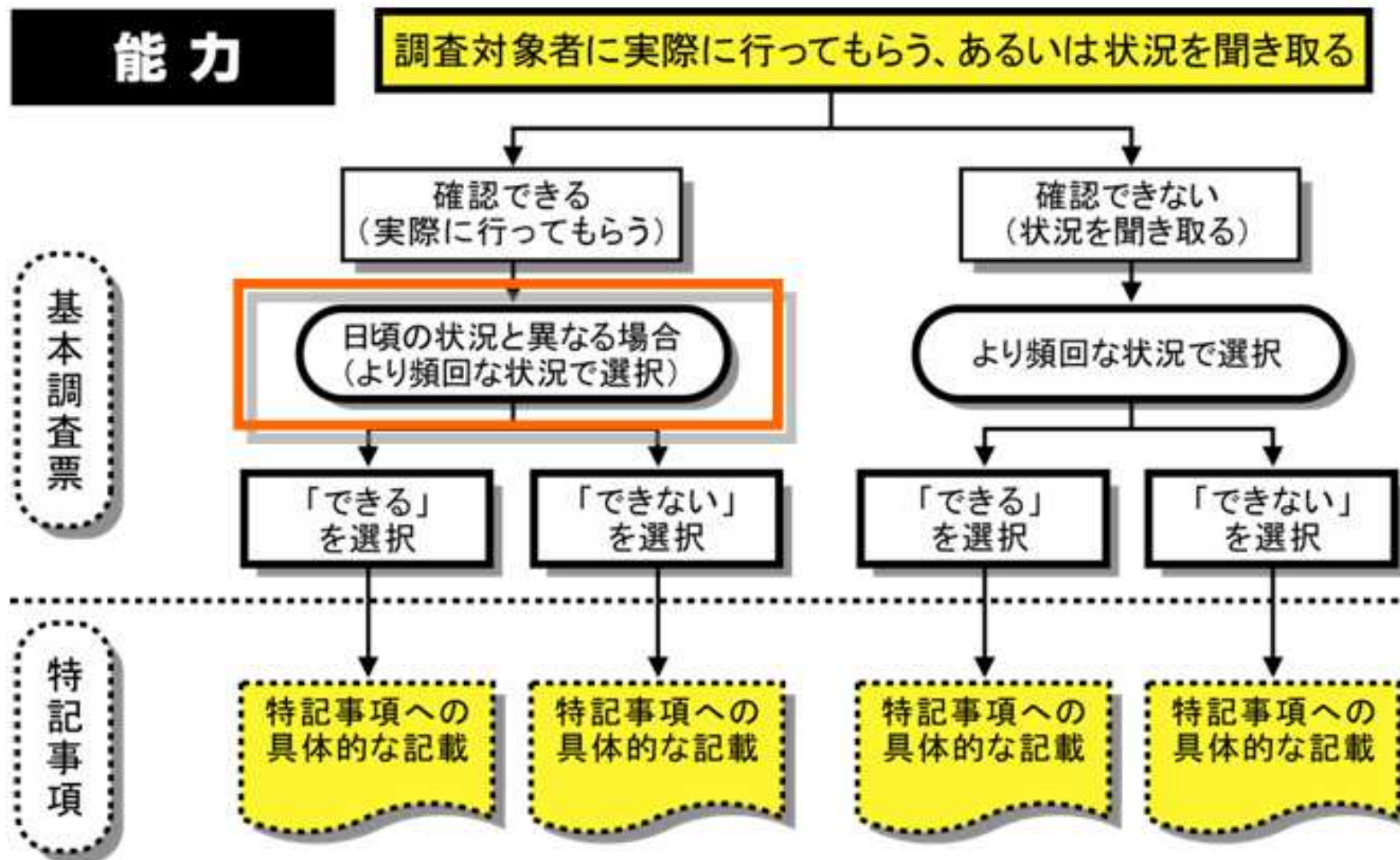
テキスト p.159～(1-3～9 1-12,13 / 2-3 / 3-1～7 / 5-3)

# 「①能力」の項目の考え方

- 「できる」か「できない」を確認動作を可能な限り実際に試行して評価する。
- 認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、一定期間の状況において「より頻回な状況で選択肢を選択し、具体的な内容を特記事項に記載する」。

# 特記事項の記載の流れ

テキストp21



# 「②介助の方法」で評価する調査項目

テキストp23

介助されていない

## 【該当項目】

|     |  |
|-----|--|
| 第1群 | 1-10 洗身<br>1-11 つめ切り   |
| 第2群 | 2-1 移乗 2-2 移動 2-4 食事摂取<br>2-5 排尿 2-6 排便<br>2-7 口腔清潔 2-8 洗顔 2-9 整髪<br>2-10 上衣の着脱 2-11 ズボン等の着脱 |
| 第5群 | 5-1 薬の内服 5-2 金銭の管理<br>5-5 買い物 5-6 簡単な調理  |

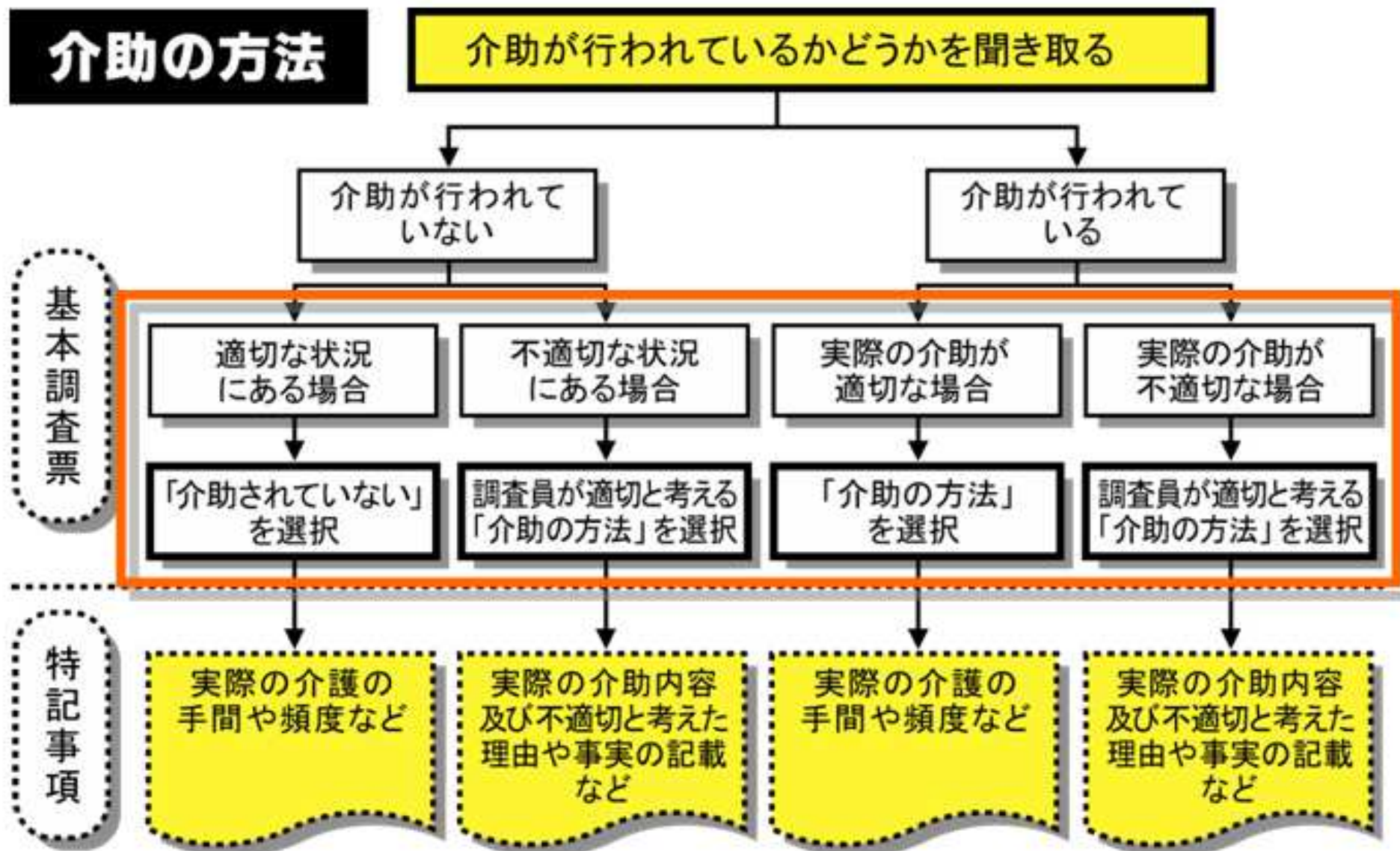
テキストp.158～(1-10,11 / 2-1,2 2-4～11 / 5-1,2,5,6)

## 「②介助の方法」の項目の考え方

- 介助が「行われているー行われていない」の軸で選択する。
- 実際に行われている介助の方法が不適切な場合は、「その理由を特記事項に記載した上で適切な介助の方法に係る選択肢を選択する」
- 「介護されていない」、実際に行われている介護が「不適切」な場合、調査員が適切な介護の方法を選択肢し認定審査会の判断を仰ぐ

# 特記事項の記載の流れ

テキストp24



# 「③有無(麻痺・拘縮)(外出頻度)」で評価する調査項目

テキストp26～

ない・ある

## 【該当項目】

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 第1群     | 1-1 麻痺等の有無 1-2 拘縮の有無 |
| 第2群     | 2-12 外出の頻度           |
| 第3.4.5群 | 後述 (BDSD関連)          |

- 「ある」か「ない」かを確認する。
- 調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、「より頻回な状況で選択肢を選択し、具体的な内容を特記事項に記載する」。  
(能力の項目に同じ)

## 「③有無」の項目の考え方

- 確認動作で確認した場合

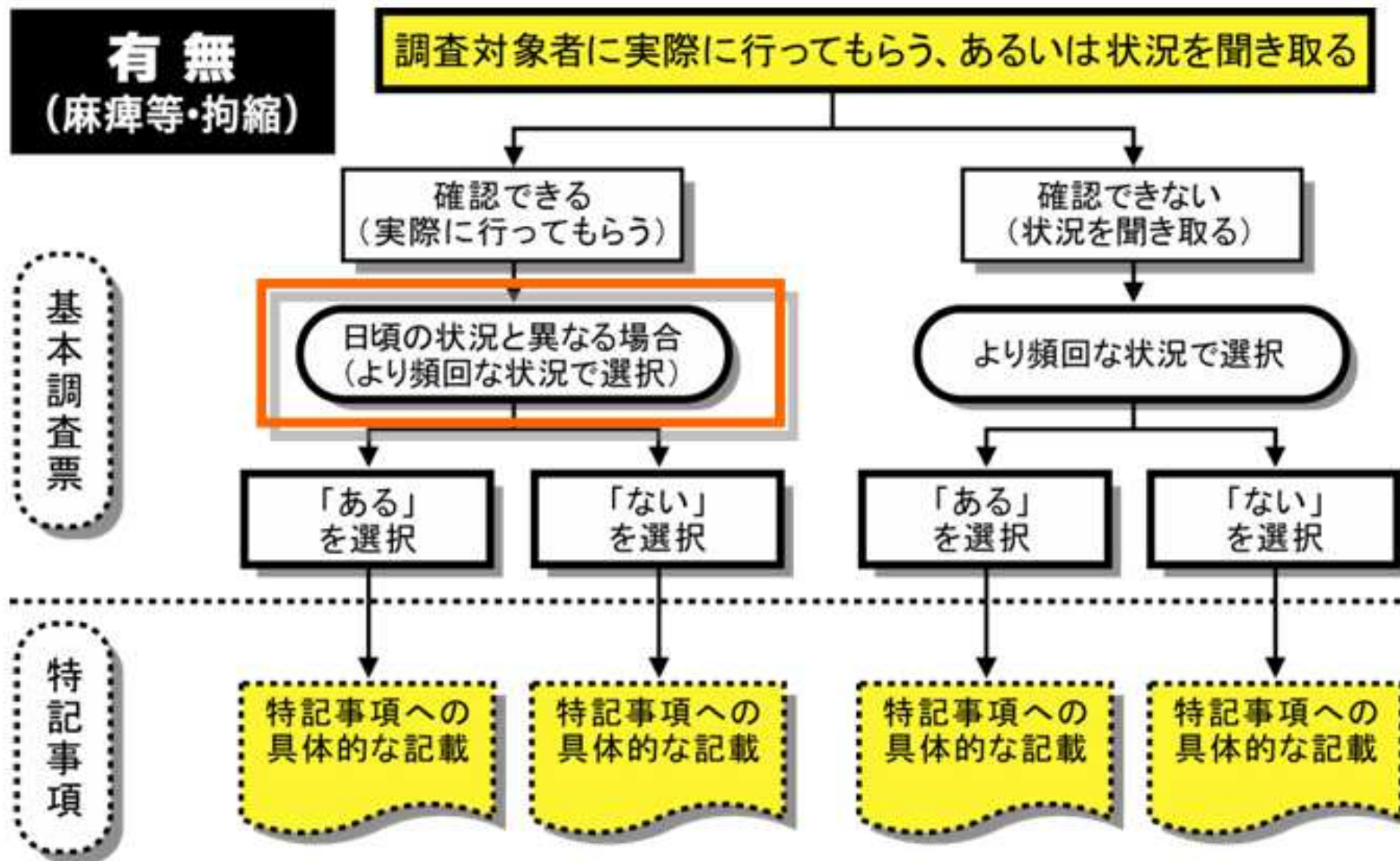
確認した状況と日頃の状況が異なる場合は、一定期間の状況においてより頻回な状況に基づいて選択する。

- 確認動作で確認できなかった場合

確認できなかった理由や状況を具体的に「特記事項」に記載する。一定期間の状況においてより頻回に見られる状況や日頃の状況で選択し、聞き取りの内容・選択根拠についても具体的に記載する。

# 特記事項の記載の流れ

テキスト p27



# 「有無(BPSD関連)」の項目について

テキスト p28

## 【該当項目】

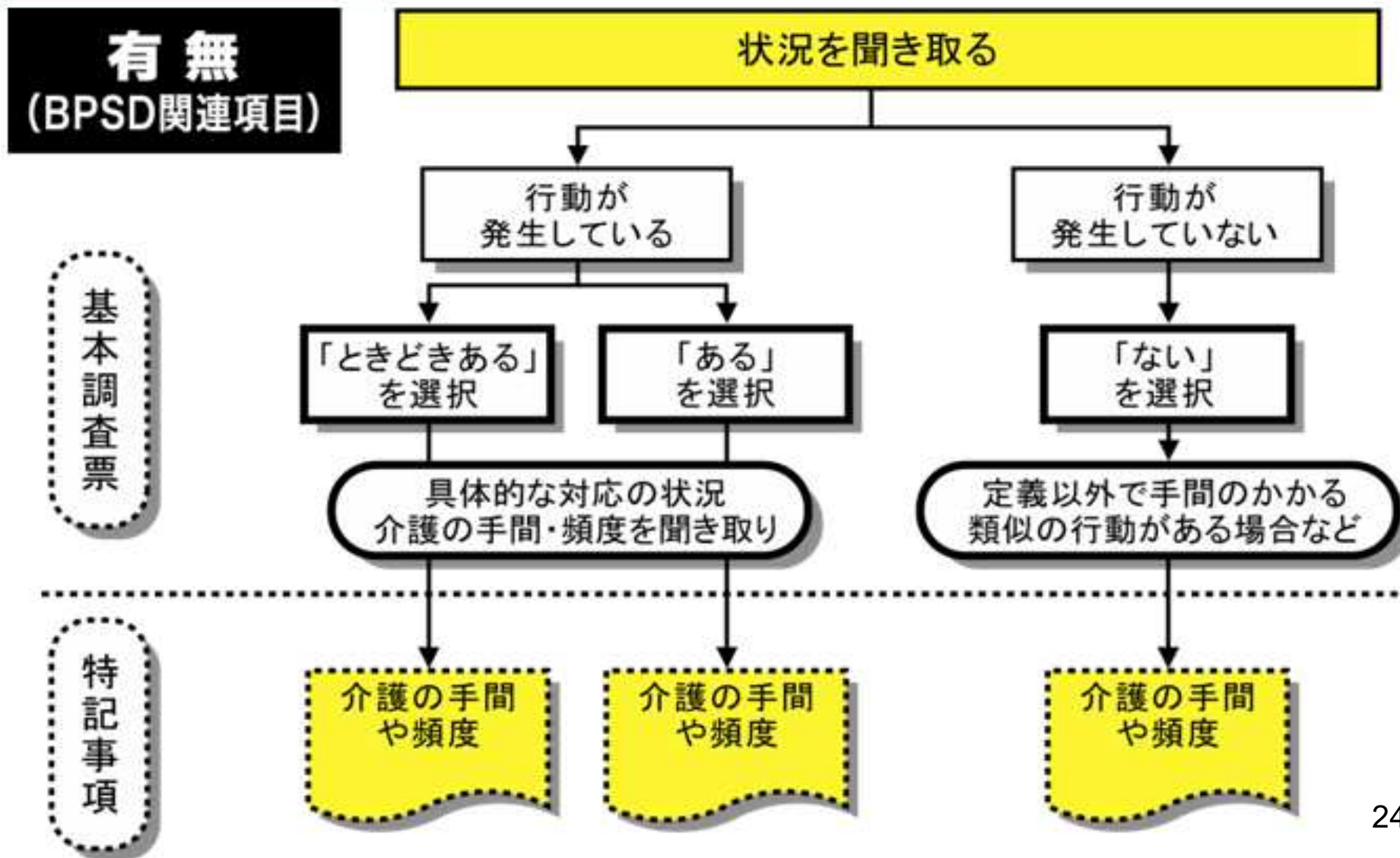
|     |  |
|-----|--|
| 第3群 | 3-8 徘徊<br>3-9 外出して戻れない   |
| 第4群 | 4-1 被害的 4-2 作話 4-3 感情が不安定<br>4-4 昼夜逆転 4-5 同じ話をする<br>4-6 大声をだす 4-7 介護に抵抗<br>4-8 落ち着き無し 4-9 一人で出たがる<br>4-10 収集癖 4-11 物や衣類を壊す<br>4-12 ひどい物忘れ 4-13 独り言・独り笑い<br>4-14 自分勝手に行動する<br>4-15 話がまとまらない |
| 第5群 | 5-4 集団への不適應  |

- **行動が発生している場合**  
調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況で選択する。  
一定期間の状況においてそれらの行動がどの程度発生しているかについて頻度に基づき選択する。
- **行動が発生していない場合**  
一定期間の状況において行動が発生していない場合は「ない」を選択する。

# 特記事項の記載の流れ

テキスト p29

## BPSD関連の有無に関する調査方法を明確化



# 第1群 身体機能・起居動作

テキスト p30

麻痺等や拘縮による四肢の機能や、寝返り、起き上がり、座位保持、立位保持、歩行等の起居動作機能、また視力、聴力の機能等の能力の項目

この群は「能力」の評価軸が多い

1-1 麻痺等の有無

有 無

- 両上下肢の「麻痺等の有無」を評価する。  
「麻痺等」とは、神経又は筋肉組織の損傷、疾病等により筋肉の随意的な運動機能が低下または消失した状況をいう。
- 上肢の確認方法として、前方及び横に腕（上肢）を肩の高さまで拳上し、静止した状態で保持できるか確認する。

## 1-1 麻痺の有無（その他）

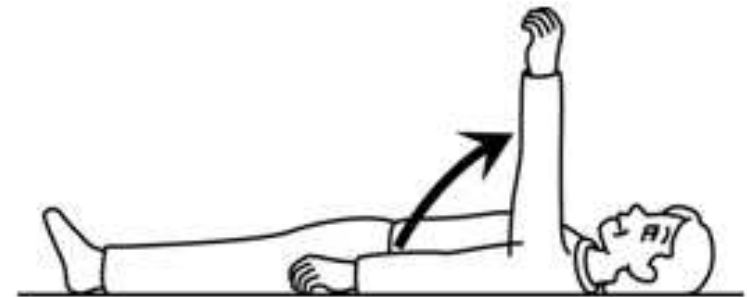
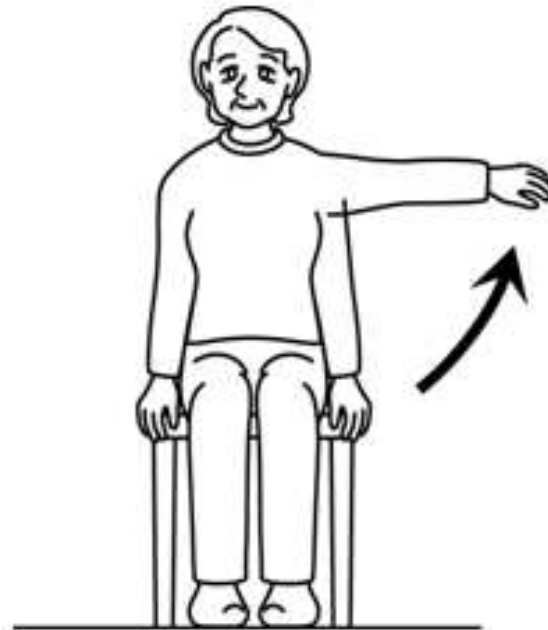
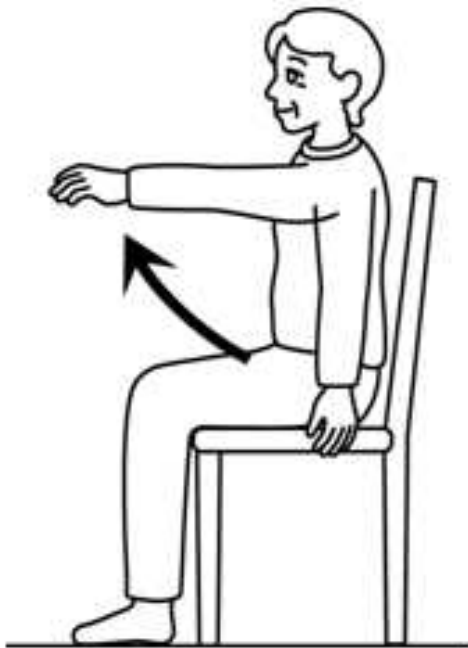
有 無

- いずれかの四肢の一部（手指・足趾を含む）に欠損がある場合は「6.その他」を選択する。
- 上肢・下肢以外に麻痺がある場合は「6.その他」を選択する。その場合は、必ず特記事項に具体的な部位や状況等を記載する。

1-1 麻痺(上肢)

有無(麻痺・拘縮)

| 日頃の状況 | 適切な介助 | 自分の体 | 類似の行為 | その他 |
|-------|-------|------|-------|-----|
| ○     |       |      |       | ○   |



1-1 麻痺等の有無（下肢）

有 無

- 膝を伸ばす動作により下肢を水平位置まで  
 挙上し、静止した状態で保持できるかを確  
 認する（股・膝関節屈曲位での膝関節の伸展）。  
 床に対して、水平に足を挙上できるかどうか  
 について確認する。

具体的には、踵と膝関節（の屈側）を結  
 ぶ線が床と平行になる高さまで、挙上し静止  
 した状態で保持できることを確認する。

## 1-1 麻痺等の有無（下肢）

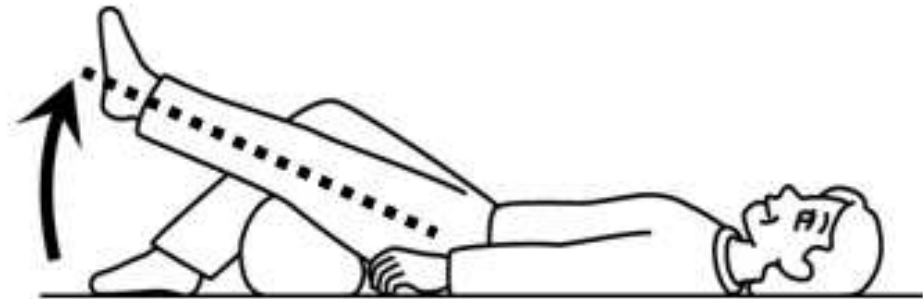
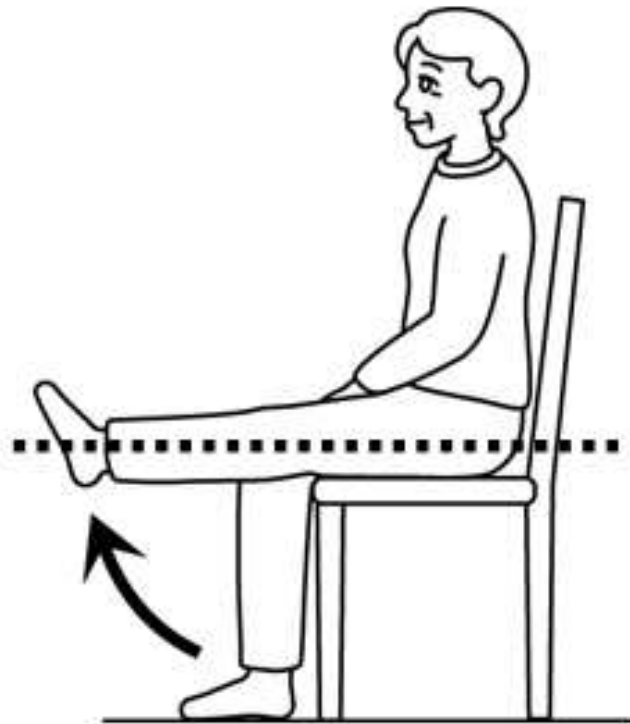
有 無

- ・椅子で試行する場合は、大腿部が椅子から離れないこと、仰向けで試行する場合は、枕等から大腿部が離れないことを条件とする。
- ・なお、膝関節に拘縮があるといった理由や、下肢や膝関節等の生理的理由等で膝関節の完全な伸縮そのものが困難であることによって、水平に足を挙上できない（仰向けの場合には、足を完全に伸ばせない）場合には、他動的に最大限動かせる高さ（可動域制限のない範囲内）まで、挙上することができ、静止した状態で保持できれば「なし」とし、できなければ「あり」とする。

1-1 麻痺(下肢)

有無(麻痺・拘縮)

| 日頃の状況 | 適切な介助 | 自分の体 | 類似の行為 | その他 |
|-------|-------|------|-------|-----|
| ○     |       |      |       | ○   |



## 1-2 拘縮の有無

有 無

- 「拘縮」とは、対象者が可能な限り力を抜いた状態で他動的に四肢の関節を動かした時に関節の動く範囲が著しく狭くなっている状況をいう。

- 確認動作の部位  
肩関節、股関節、膝関節

※本人、家族の同意の上でえ、対象部位を軽く持ち、動作の開始から終了までの間に4～5秒程度の時間をかけゆっくり動かして確認を行う。  
痛みがある場合はそれ以上動かさない。  
90度程度曲がれば「制限なし」となる。

- 「**肩関節**」は、前方あるいは横のいずれかに可動域制限があるかどうかを確認する。
- 「**股関節**」は、屈曲または外転のどちらかに可動域制限があるかどうか確認する。  
90度 か 仰向けで25cm
- 「**膝関節**」は、伸展もしくは屈曲方向のどちらかに可動域制限があるかどうかを確認する。 90度

## 1-2 拘縮の有無（その他）

有 無

- いずれかの四肢の一部（手指・足趾を含む）に欠損がある場合は「5.その他」を選択する。
- 肩関節・股関節・膝関節以外について、他動的に動かした際に拘縮や可動域の制限がある場合は、「5.その他」を選択する。

## 1-3

## 寝返り

## 能力

- 「寝返り」とは、きちんと横向きにならなくても、横たわったまま左右のどちらかに身体の向きを変えそのまま安定した状態になることができるかどうかの能力
- 一度、起き上がってから体の方向を変える行為は、寝返りとは考えない。
- 自分の身体の一部（膝の裏や寝巻など）を掴んで寝返りを行う場合（掴まないとできない場合）は、「2.何かに掴まればできる」を選択する。

## 麻痺・拘縮の特記事項・判定の考え方について

1-1「麻痺」は『自動』・1-2「拘縮」は『他動』で規定動作が程度挙上できるかを確認します

### 下肢の例

| 自動        | 他動        | 判定 |    | 特記事項の例               |
|-----------|-----------|----|----|----------------------|
|           |           | 麻痺 | 拘縮 |                      |
| 60度くらいで静止 | 水平まで挙上で静止 | あり | —  | 自動で2/3挙上・静止のため麻痺あり   |
| 60度くらいで静止 | 60度くらいで静止 | —  | あり | 自動と他動が同じ挙上・静止なので麻痺なし |

1-5 座位保持

能力

- 背もたれがない状態での座位の状態を10分間程度保持できるかどうかの能力
- 大腿部（膝の上）に手でしっかりと加重して座位保持をしている場合等、自分の体の一部を支えにしてできる場合（加重しないと座位保持できない場合）は「2.自分の手で支えればできる」を選択する。

1-7 歩 行

能 力

- 立った状態から**継続**して（立ち止まらず、座り込まずに）**5m程度**歩ける能力があるかどうか。
- 膝につかまるなど、自分の体につかまり歩行する場合は、「**2.何かにつかまればできる**」を**選択**する。

## 例題

## 1-7 歩行

75歳女性。右片麻痺あり。杖などは使用していないが、何回か休みながら、5メートル歩く。

選択肢

1. つかまらないでできる
2. 何かにつかまればできる
3. できない

## 1-8 立ち上がり

## 能力

- いすやベッド等に座っている状態から膝がほぼ直角に屈曲している状態から立ち上がる行為をできるかどうかの能力。
- 医学的な判断で試行させられない場合は、「3.できない」を選択する。
- 実際の状態と聞き取りをした状態とが異なる場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況に基づき選択を行う。

## 例題

# 1-8 立ち上がり

・ 認知症のある女性が、大腿骨頸部骨折により、主治医から「ベッド上安静」の指示が出ているが、本人は指示が理解できずに、立ち上がり室内を歩いている。

### 選択肢

- 1 つかまらないでできる
- 2 何かにつかまればできる
- 3 できない

## 1-10 洗身

## 介助の方法

- 洗身とは、浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸やボディシャンプーをつけて全身を洗うことをいう。
- 入浴環境は問わない。洗髪行為・入浴行為は含まない。
- **清拭**のみが行われている場合は、本人か介護者が行っているかに関わらず「行っていない」を選択する。

## 例題

週3回しか入浴機会がない。

洗身は、すべて介助されている。週3/7と回数としては頻回ではないが...

選択肢

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助
4. 行っていない

(答えは 認定調査員テキストP24にあります)

1-11 つめ切り

介助の方法

- 「つめ切り」とは「つめ切りを準備する」「切ったつめを捨てる」等を含む。
- 一定期間（調査日より概ね過去1か月）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。
- 四肢の全指を切断している等、つめがない場合は、四肢の清拭等の状況で代替して評価する。

## 1-12 視力

## 能力

- 「視力確認表」の図を調査対象者に見せて評価する。  
視力確認表は本人の正面におくことが原則
- 広い意味での視力を問う質問であり、  
視野狭窄・視野欠損等も含まれる  
(選択基準に含む)。

移乗、食事摂取、排尿、洗顔等の日常生活動作の機能や外出頻度の生活活動の項目

## 2-1 移 乗

## 介助の方法

- 「移乗」とは「ベッドから車いすへ」「車いすからいすへ」等、でん部を移動させ、いす等へ乗り移ること
- 清拭・じょくそう予防等を目的とした体位交換、シーツ交換の際にでん部を動かす行為も移乗に含まれる。
- 寝たきり状態などで「移乗」の機会がまったくない場合は 「(1) 調査項目の定義」で規定されるような行為が生じた場合を想定し適切な介助の方法を選択し、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。

## 2-2 移 動

## 介助の方法

- 「移動」とは、「日常生活」において、食事や排泄、入浴等で必要な場所への移動に介助が行われているかどうかを評価する。
- 外出行為は含まない。
- 寝たきり状態などで「移動」の機会がまったくない場合は「(1) 調査項目の定義」で規定されるような行為が生じた場合を想定し適切な介助の方法を選択し、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。

## 2-4

## 食事摂取

## 介助の方法

- 「食事摂取」とは、配膳後の食器から口に入れるまでの行為のこと
- 一部介助の定義として：「食卓で小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等、食べやすくするための介助や、スプーン等に食べ物を乗せる介助が行われている場合も含む」
- 中心静脈栄養のみで経口での食事は全く摂っていない：「4.全介助」を選択する。

## 例題

# 2-4 食事摂取

75歳女性。右片麻痺あり。日中は家族が仕事に行くため独居。朝・夕の食事は家族がスプーンに食べ物をのせる介助をしているが、お昼は家族がおいていくパン等をなんとか自力で摂取している。

## 「2-4 食事摂取」

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

選択基準は？

## 2-5 排 尿

## 介助の方法

- 「排尿」とは「排尿動作」「陰部の清拭」「トイレの水洗」「トイレ等の掃除」「オムツ等の交換」等の一連の行為のこと
- トイレに誘導するための「確認」「指示」「声かけ」は、「2.見守り等」として評価する。
- 使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排尿の直後であるかどうかや、回数に関わらず「排尿後の後始末」として評価する。
- 人工透析で、排尿が全くない  
： 「1.介助されていない」を選択する。

例題

## 2-5 排尿

昼間は5回程度一人で排尿をします。  
夜間は2回家族に全介助を受けています。

### 選択肢

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

## 2-6 排 便

## 介助の方法

- 「排便」とは「排便動作」「肛門の清拭」「トイレの水洗」「トイレ等の掃除」「オムツ等の交換」等の一連の行為のこと
- トイレに誘導するための「確認」「指示」「声かけ」は、「2.見守り等」として評価する。
- 使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排便の直後であるかどうかや、回数に関わらず「排便後の後始末」として評価する。

(テキスト p84~)

## 2-1-1 ズボン等の着脱

## 介助の方法

- 普段使用しているズボン・パンツ等の着脱の介助が行われているかどうか。
- 日頃、ズボンをはかない場合（浴衣形式の寝巻きなど）は、パンツやオムツの着脱の行為で代替して評価する。  
通常のスボンの着脱行為がある場合はこれらの行為を評価の対象には含まない。

## 2-1-1ズボン等の着脱（介助の方法）

### 例題

・自分でズボンをはくことができるが、時間を要するため職員が全介助で行っている。

動きは緩慢であるが、ズボンを引き上げるなどの行為は自分で行うことができる。

- 1 介助されていない
- 2 見守り
- 3 一部介助
- 4 全介助

テキスト p100~

意思の伝達等の意思疎通や短期記憶  
また場所の理解、徘徊等の認知機能の項目

## 3-2 毎日の日課を理解

## 能力

- 「毎日の日課を理解」とは、起床、就寝、食事等のおおまかな内容について、理解していることである。
- 厳密な時間、曜日ごとのスケジュール等複雑な内容まで理解している必要はない。

## 3-4 短期記憶

## 能力

- 「短期記憶」（面接調査の直前に何をしていたか思い出す）能力を評価する項目
- 面接調査直前または当日行ったことについて、具体的に答えることができれば「できる」を選択する。
- 答えることが難しい場合は、「ペン」「時計」「視力確認表」を見せて復唱させ、これから3つを見えないところにしまい、何が無くなったか問うので覚えておくよう指示する。5分以上経ってからこれらの物のうち2つを提示し、提示されていない物について答えられたかで 選択する。

## 3-7 場所の理解

## 能力

- 自分がいる場所を答える能力を評価する項目
- 所在地や施設名を問う質問ではなく質問に対して「施設」「自宅」などの区別がつけば「できる」を選択する。

- 被害的、昼夜逆転等の精神症状等や、介護に抵抗、物を壊したり衣類を破いたりする等の項目
- 場面や目的からみて不適當な行動の頻度を評価する。
- 評価軸は「有無」であり該当行動があるか、ないかと  
いう事実が評価の基準  
実際の対応や介護の手間とは関係なく選択

## 4-4 昼夜逆転

有 無

「昼夜逆転がある」行動とは、

- 夜間に何度も目覚め、そのために疲労や眠気があり日中に活動できない。
- 昼と夜の生活が逆転し、通常、日中行われる行為を夜間行っている状況

4-1-1

物や衣類を壊す

有 無

- 「物を壊したり、衣類を破いたりする」  
行動の頻度を評価する項目

実際に、物が壊れなくても破壊しようとする行動がみられる場合は評価する。

## 4-12 ひどい物忘れ

有 無

- この物忘れによって、何らかの行動が起こっているか、周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況（火の不始末など）をいう。
- 周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況については、実際に対応がとられているかどうかは、選択基準には含まれないが、具体的な対応の状況について特記事項に記載する。

## 4-14 自分勝手に行動する

有 無

- 「自分勝手に行動する」頻度を評価する項目で、明らかに周囲の状況に合致しない自分勝手な行動をすること
- 性格的に「身勝手」「自己中心的」等のことではなく、場面や目的から見て、不適當な行動かどうかで選択する。

## 第5群 社会生活への適応

テキストp131～

薬の内服、金銭の管理、買い物等の社会生活の能力や日常の意思決定、集団への参加や社会生活への適応についての項目の群

## 5-1 薬の内服

## 介助の方法

- 薬の内服の介助が行われているかどうかを評価する。
- 調査対象の行為自体が発生しない場合、薬剤が処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択した上で、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。
- 経管栄養（胃ろうを含む）などのチューブから内服薬を注入する介助がすべて行われている場合は、「3全介助」を選択する。

## 5-3 日常の意思決定

## 能力

- 「日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力  
(テキストp137)

- 3-1 「意思の伝達」は決定された意思を伝達できるかの能力を評価する項目（伝達する意思の内容の合理性は問わない。）

5-3 「日常の意思決定」は、毎日の暮らしにおける活動に関して内容を理解し、意思決定できるかどうかの能力を評価する項目

【厚労省HP

事務連絡平成21年9月30日「要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A」】

## 5-5 買い物

## 介助の方法

- 「買い物」の介助が行われているかどうかを評価する。
- 「**食材・消耗品等の日用品**」に係る「買い物」の介助が「行われているー行われていない」の軸で選択を行うことを原則とする。
- 自分で購入する場合と家族が購入する場合と両方ある場合は**より頻回な状況で選択を行う**。

過去14日間にうけた特別な医療について

有 無

- 「特別な医療」とは、医師または医師の指示に基づき  
看護師等によって実施される医療行為に限定
- 継続して実施されているもののみを対象とし、急性  
疾患への対応で一時的に実施される医療行為は含まない。
- 「実施頻度／継続性」、「実施者」、「当該医療行為を  
必要とする理由」を特記事項へ記載する。

# 特別な医療が提供されている場合の時間の加算

特別な医療の提供がなされている場合については、  
8つの生活場面に要するケア時間に下記の時間を加算。

<例>「点滴の管理」ありの場合

| 区分    | 項目名      | 時間(単位:分) |
|-------|----------|----------|
| 処置内容  | 点滴の管理    | 8.5      |
|       | 中心静脈栄養   | 8.5      |
|       | 透析       | 8.5      |
|       | ストーマの処置  | 3.8      |
|       | 酸素療法     | 0.8      |
|       | レスピレーター  | 4.5      |
|       | 気管切開の処置  | 5.6      |
|       | 疼痛の看護    | 2.1      |
|       | 経管栄養     | 9.1      |
| 特別な対応 | モニター測定   | 3.6      |
|       | じょくそうの処置 | 4.0      |
|       | カテーテル    | 8.2      |

要介護認定等基準時間にプラスされる→  $130.6 + 8.5 = 139.1$ 分

# 厚生労働省 介護給付費適正化 HP 認定調査員向けeラーニングシステム全国テストより抜粋

| No. | 問題  | 選択肢 1      | 選択肢 2           | 選択肢 3 |
|-----|---|------------|-----------------|-------|
| 1   | 【要介護認定の基本設計】 認定調査票の特記事項は、どのような時に利用されますか。  | 一次判定の修正・確定 | 一次判定の修正・確定と二次判定 | 二次判定  |
| 2   | 【3-7場所の理解】 基本調査で、どの選択肢を選択すればよいですか。施設に入所していることは理解しているが、施設の所在地や施設名について答えることができなかった。 | できる        | できない            |       |
| 3   | 【2-10上衣の着脱】 基本調査で、どの選択肢を選択すればよいですか。衣服が手渡されれば、自力で着ることができる。(ただし、不適切な状況にはないものとします。)  | 介助されていない   | 見守り等            | 一部介助  |
| 4   | 【1-2拘縮の有無】 基本調査で、どの選択肢を選択すればよいですか。日頃より、肩関節は他動的に動かせば動くが、自分では関節の動く範囲に制限がある。         | 肩関節        | その他             | ない    |

①個人で考える 5分



②例題についてグループで  
検討 10分

解説

③認定調査員としての心構え  
等の意見交換 10分

## ①調査結果の確認 (テキストP9)

異なる調査項目との不自然さが、二次判定で議論となる場合がある。

## ②定義や選択肢の基準に立ち返る

調査項目の定義

選択肢の選択基準

調査上の留意点及び特記事項の記載例

## ③個別の解釈は原則、示さない

- \* うまく定義に当てはまらない場合でも判断・選択をし、特記事項に記載する
- \* 別添 平成21年9月30日事務連絡 厚生労働省老健局老人保険課

## ④介護保険法の理念

### 第1条目的

介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるようにする

要介護認定調査は、介護保険制度利用のスタートの号砲です！！